

41 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算要求額 14,870（9,638）百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域において就農前から就農後までをトータルサポートできる体制の充実、農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援します。**また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等の取組を支援します。**

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。**

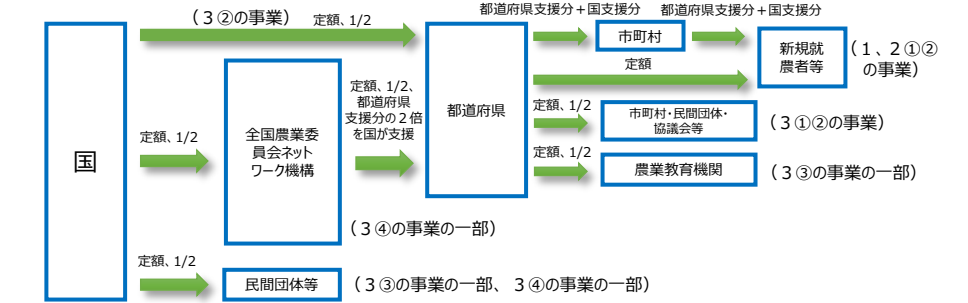
2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ① **就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポートできる体制の構築**やこれらの**サポート活動**について支援します。
- ② 地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践及び研修農場の整備**を支援します。
- ③ 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ④ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1
(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)
対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)
支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3
対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長3年間
補助率：国10/10

② 就農準備資金※3
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長2年間
補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① サポート体制構築事業
・複数の機関の協働による効果的な支援体制の構築
・就農前後における農地、生活、技術面等のトータルサポート活動の実施

② 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
・新規就農者の誘致体制づくり、誘致活動
・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・施設の導入、施設整備

③ 農業教育高度化事業
農業大学校・農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
・現場実習や出前授業の実施
・先進的な教育・研修モデルの創出 等

④ 農業人材確保推進事業
就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等を総合的に支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 労働力確保体制強化事業

① 就労条件改善タイプ

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定等の就労条件改善及び雇用就農にチャレンジしやすくなるトライアル雇用の実施等の労働力確保等のための取組を支援します。【補助率：定額】

就労条件

② 産地間連携等推進タイプ

産地内における労働力確保のための労働力募集アプリの活用や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援します。【補助率：定額】

産地連携

2. 雇用就農資金

農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。【年間最大60万円、最長4年間等】

資金

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

定額

協議会等

(1の事業)

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

定額

農業法人等

(2の事業)

<事業イメージ>

労働環境の整備

スキル標準

能力評価基準、キャリアプラン等の作成推進

就労条件

就業規則（休日、賃金等）作成
研修計画、作業マニュアル等の作成

資金

※活用時の要件
休憩・休日・有給休暇の確保
労災保険・雇用保険加入等

人材の呼び込み

産地連携

他産地・他産業等との連携体制構築
1日単位で働ける労働力募集アプリ等の活用

就労条件

求人広告の掲載や就職説明会への出展

安定的に労働力を確保し、農業を持続的に発展

農業界への人材定着

就労条件

トライアル雇用を行った経営体及び就農者のフォローアップ
ミスマッチが生じた場合、他経営体との再マッチングにより離農防止

資金

※活用時の要件
必要なスキル習得のための研修

雇用の実施

就労条件

正規雇用に向けたトライアル雇用の実施

資金

49歳以下の新規就農者の正規雇用

就職希望

トライアル雇用で農業にチャレンジ

本格的に就農

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**日本語能力向上を含む学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

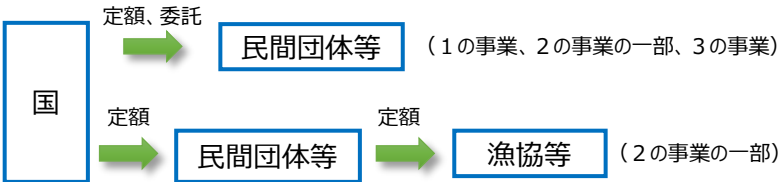
農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において、特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. 外国人材の育成

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催、海外及び国内における農業分野での日本語学習機会の提供等**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|--------------------|----------------|
| (農業分野) | 経営局就農・女性課 | (03-6744-2159) |
| (漁業分野) | 水産庁企画課 | (03-6744-2340) |
| (飲食料品製造業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 | (03-6744-1869) |
| (外食業分野) | 外食・食文化課 | (03-6744-2053) |

＜事業イメージ＞

1. 技能試験の円滑な実施

- ・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

＜相談窓口の設置＞



- ・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

＜優良事例の収集・周知＞



- ・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

3. 外国人材の育成

＜現地説明・相談会の実施＞



- ・日本の農業現場の理解・促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

＜技能及び日本語学習機会の提供＞



- ・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施
- ・海外の農業教育機関等へ日本語教員を派遣
- ・国内の農村地域における日本語教育を実施

44 女性が変わる未来の農業推進事業

【令和7年度予算概算要求額 207（74）百万円】

＜対策のポイント＞

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や登用にに向けた意思決定層の意識啓発、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農業委員に占める女性の割合向上

(30% [令和7年度まで])
- 女性の認定農業者の割合向上

(5.5% [令和7年度まで])
- 農業協同組合役員に占める女性の割合向上

(15% [令和7年度まで])
- 家族経営協定の締結数増加

(70,000件 [令和7年度まで])
- 土地改良区理事に占める女性の割合向上

(10% [令和7年度まで])

＜事業の内容＞

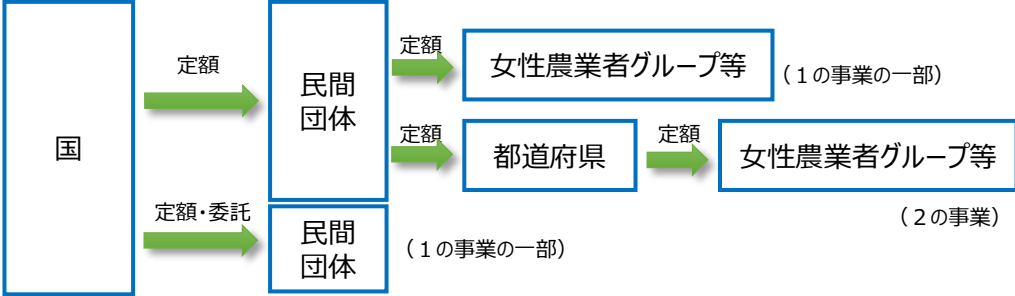
1. 女性活躍に向けた全国事業 150（14）百万円

農業分野における女性の登用にに向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及・情報発信強化、ソフト・ハード一体的な女性が働きやすい環境の整備等の取組を支援します。

2. 地域における女性活躍推進事業 57（60）百万円

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

女性活躍 に向けた Stage		農業・ 農村への 呼び込み	農業・ 農村への 定着	経営参画 経営発展	地域の 方針策定 への参画
全国 事業	社会 参画 の 推進				地域組織の意思決定 層のコミットメント強化 女性活躍リーダーサミットの 開催
		女性活躍の理解促進			
		地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及・情報発信強化			
	環境 整備	女性の労働環境整備・活躍強化			
		一般事業主行動計画の策定による女性が働きやすい環境整備（男女別トイレ、更衣室、託児スペース、アシストスーツ等の確保）、全国女性リーダー研修の開催等			
地域 事業	社会 参画 の 推進	地域の女性農業者グループ の活動推進		リーダー育成	
		女性グループの事業活動や研修会の開催等		地域の実情に応じた女性リー ダー育成研修の実施	
		女性活躍の理解促進			
		女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知			
	環境 整備	女性が働きやすい環境の整備			
		女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催等			

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3591-5831）

45 多様な農業人材の意欲的な取組の推進

＜対策のポイント＞
地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援を実施します。

＜事業の全体像＞

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成への支援		
① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進	16,584 (14,753)	百万円の内数
果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。		
② スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	3,205 (45)	百万円の内数
農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。		
2. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援		
① 多面的機能支払交付金	51,222 (48,589)	百万円の内数
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。		
② 中山間地域等直接支払交付金	30,100 (26,100)	百万円の内数
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。		
③ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策	10,388 (8,389)	百万円の内数
農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。		
3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援		
① 新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業、サポート体制構築事業	14,870 (9,638)	百万円の内数
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農前の研修や現役農業者に対する学び直しなど教育・研修モデルの創出、地域農業への入り口となる短期農業研修の実施等の取組を支援します。		
② 農業経営・就農支援体制整備推進事業	920 (534)	百万円
都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。		
③ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業	500 (250)	百万円
集落営農の連携・合併による収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。		

【お問い合わせ先】
(1 ①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117) (2 ①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197) (3 ①の事業) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)
(1 ②の事業) 技術普及課 (03-3501-3769) (2 ②の事業) 地域振興課 (03-3501-8359) (3 ②③の事業) 経営政策課 (03-3502-6441)
(2 ③の事業) 都市農村交流課 (03-3502-5946)

多様な農業人材による意欲的な取組の推進

＜対策のポイント＞

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、**スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置**等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術等の開発・供給支援

- ① 果樹・野菜等、現場ニーズが高く高難度のスマート農業技術の開発を支援するとともに、民間研究開発の加速化に役立つ農研機構による基幹的・基盤的技術の研究開発を支援します。
- ② サービス事業者等を介したスマート農業技術の実装を進めるため、導入効果を発揮させる栽培や技術の運用方法を検証し、標準手順作業書（SOP）を作成するための研究開発を支援します。
- ③ スマート農業技術の推進に資する機械作業適性品種の開発等を支援します。

2. スマート農業技術導入による生産方式革新支援

- ① スマート農業技術等の導入とその機械稼働率の向上などを通じた、農業者や農業支援サービス事業者による農産物の生産・流通・販売方式を転換する取組等に対し、ソフト・ハードの一通貫の支援を実施します。
- ② 地域計画の実現に向けて、目標地図に位置付けられた担い手が経営改善に取り組む場合に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

3. 農業支援サービス事業者の育成支援

- ① 農業支援サービスの事業環境の整備に向け、サービスごとの標準的な作業工程等の策定、サービス事業の起業の手引き等の作成、サービス事業者間の連携の場づくりを支援します。
- ② 農業支援サービス事業者の新規参入、新規ビジネスの確立、サービス提供に必要な農業用機械の導入等を支援します。

4. スマート農業技術の活用を促進するための環境整備支援

- ① 農地の大区画化等のほか、農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② 農業大学校や農業高校等の学生や農業者等がスマート農業について体系的に学んだり、学び直せる環境整備を支援します。
- ③ スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、公的研究機関等によるネットワークを構築し、知財マネジメントを効果的に強化できる取組等を支援します。
- ④ 農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種の開発を進めるために必要となる関連施設等を整備します。
- ⑤ 生産サイド、開発サイド双方の関係者が参画する協議会を立ち上げ、協議会が行う情報収集・発信・共有、マッチング等の活動を支援します。

＜事業イメージ＞

開発供給事業関係

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置等

- ・スマート農業技術活用促進総合対策
- ・スタートアップへの総合的支援
- ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業
- ・野菜種子安定供給対策事業

生産方式革新事業活動関係

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置等

- ・新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金）
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業
- ・持続的生産強化対策事業（果樹農業生産力増強総合対策等）
- ・みどりの食料システム戦略推進総合対策
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

社会実装の下支え

環境整備関係

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置等

- ・農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）
- ・農業教育高度化事業
- ・スマート農業教育推進
- ・ロボット技術安全確保策検討
- ・畜産情報活用強化対策

連携事業

- ・農業農村整備事業、農地耕作条件改善事業
- ・中山間地域等直接支払交付金
- ・戦略的研究開発知財マネジメント強化事業
- ・農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化（施設整備費補助金）
- ・スマート農業技術活用促進協議会の創設
- ・社会的課題に対応する農林水産・食品分野の国際標準化・規格活用推進事業のうち国際標準の議論への積極的・戦略的な関与

＜対策のポイント＞

ロボット、AI、IoT等の先端技術を用いた省力化・効率化を可能とするスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%に向上〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業

スマート農業技術の開発と、開発技術の供給を加速化する取組を支援します。

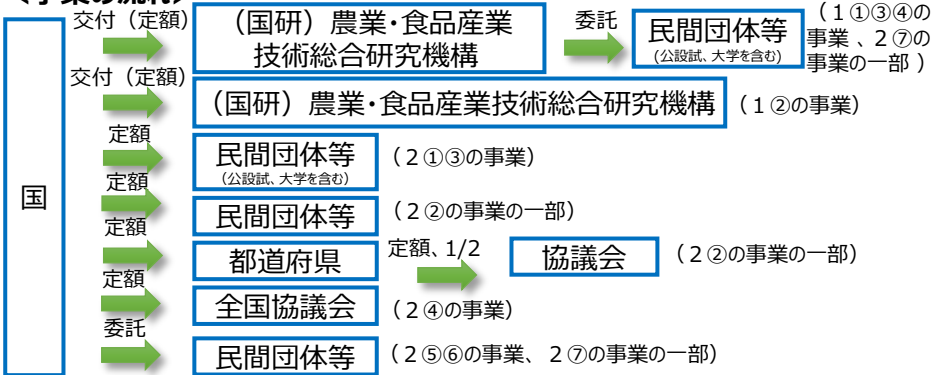
- ①重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
- ②重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
- ③技術改良・新たな栽培方法の確立の促進
- ④スマート生産方式SOP作成研究

2. スマート農業普及のための環境整備

スマート農業を普及させるための環境整備を行います。

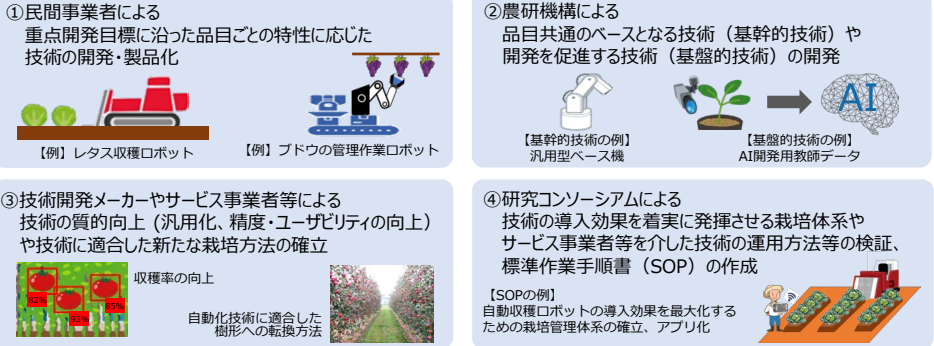
- ①農林水産データ管理・活用基盤強化
- ②データ駆動型農業の実践・展開支援事業
- ③農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討
- ④データ駆動型土づくり推進
- ⑤スマート農業教育推進
- ⑥次世代の衛星データ利用加速化事業
- ⑦スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業



2. スマート農業普及のための環境整備



スマート農業の社会実装・実践

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-7462）

＜対策のポイント＞

研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化を図ることによって研究開発等を促進し、人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制の確立を目指します。

＜事業目標＞

産学官連携の強化による研究開発の推進、我が国の優良な植物新品種の開発と研究成果の早期創出

＜事業の内容＞

1. 産学官連携機能の強化のための施設の整備

農研機構の有する知見や設備等を産学官が連携して利用するため、スマート農業技術及び品種開発に関連する施設を整備します。

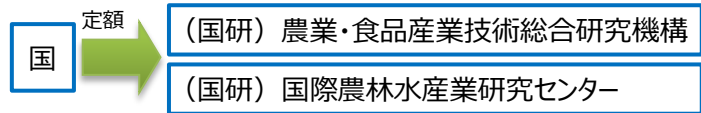
2. 研究開発等の基盤となる施設の整備・改修

新たな研究ニーズ等に対応するため、基盤となる施設を整備・改修します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



49 スタートアップへの総合的支援

【令和7年度予算概算要求額 600（270）百万円】

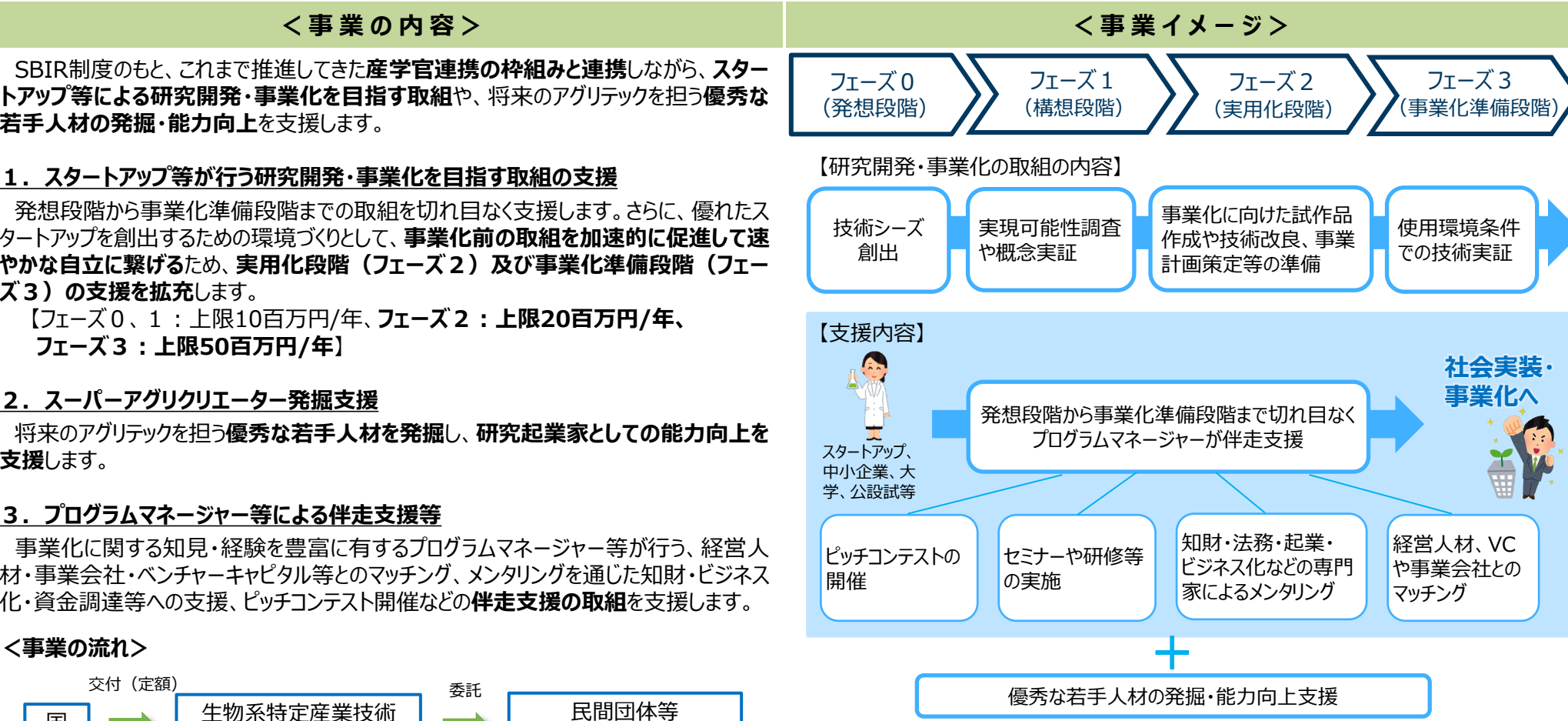
＜対策のポイント＞

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決やサービス事業体等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度※のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。あわせて、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関する能力向上をサポートします。

＜事業目標＞

終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出〔令和7年度まで〕

※スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによる我が国のイノベーション創出の促進を目的とした省庁横断的な制度（Small/Startup Business Innovation Research）。



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-5530）

＜対策のポイント＞
農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞
スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

① スマート農業技術等の検索システムの構築等の取組を支援します。

② 産地等の相談に対応する相談窓口の設置や専門家派遣の取組を支援します。

③ スマート農業技術を他品目にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

① 食品事業者等の需要を起点に最大限の生産性を実現する取組を支援します。

② 複数産地連携など機械共用を通じた低廉なサービス提供の取組を支援します。

③ ドローン等の多作業・多品目利用に向けた取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向けた以下の取組を支援します。

① ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等

② サービスの提供に必要な農業機械の導入

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

③ 事業者間の情報交換等を通じた事業者同士のネットワークを構築します。

※ 2 及び 3 の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。

＜事業イメージ＞

橋渡し支援

① スマート農業技術等の検索システムの構築

産地・生産者

技術と産地の橋渡し

相談窓口

開発者

② 相談窓口の設置や専門家の産地等への支援

③ スマート農業機械等のカスタマイズ

先進モデル支援

サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援

(取組イメージ)

① 食品事業者との連携による加工品種生産、鉄コンテナ流通への転換

② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用

③ ドローン等の多作業・多品目利用

立ち上げ支援

JA出資型法人などサービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援

① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成

② サービス提供に必要な農業機械の導入

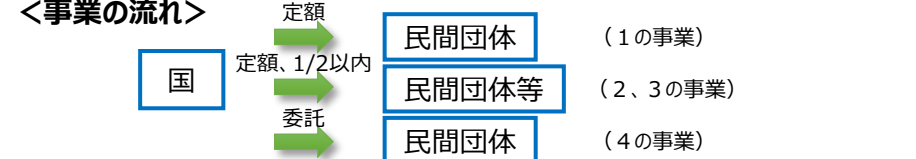
土台づくり支援

サービス事業の活用を促進するための事業環境の整備

① 「標準サービス」の策定

② 「スタートアップガイド」の策定

③ サービス事業体のネットワーク構築



生産性向上を通じた農業の持続的な発展を実現

52 農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算要求額 23,850（19,843）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

53 農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和7年度予算概算要求額 33,835（28,150）百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※農道施設整備を含む。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策

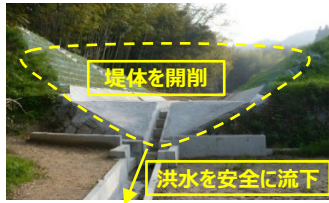


施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

54 畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算要求額 2,644（2,200）百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備**や**農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備**や**区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良**や**パイプライン化**等の基盤整備を支援します。

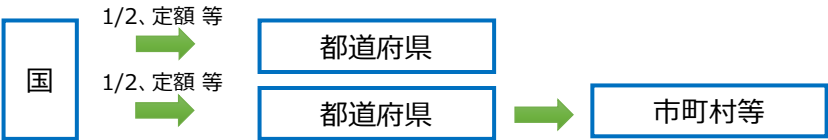
2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

55 農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和7年度予算概算要求額 90,474（76,999）百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

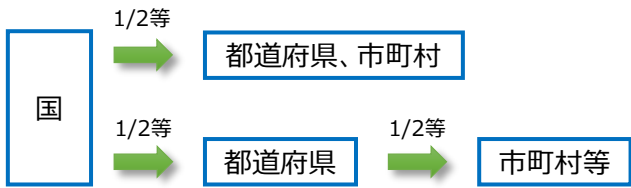
<事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。
- また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】

ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進

老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野）水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

56 経営所得安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）253,138（248,294）百万円】

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）200,373（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある**畑作物**を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）44,604（41,924）百万円

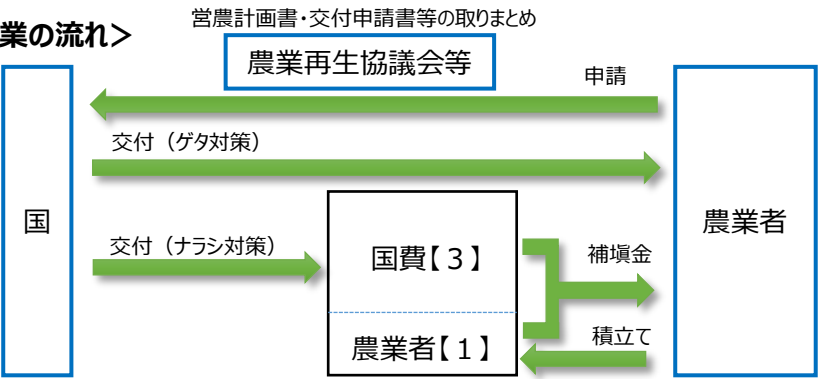
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

8,161（7,134）百万円

農業再生協議会が行う**水田収益力強化ビジョン**等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

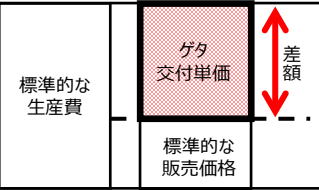
〔交付単価〕（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

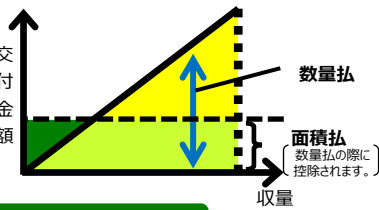
〔面積払〕 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

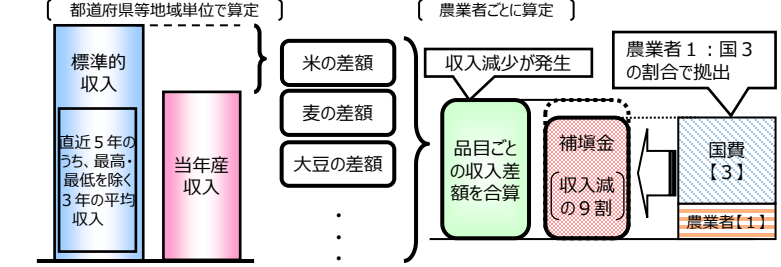
＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

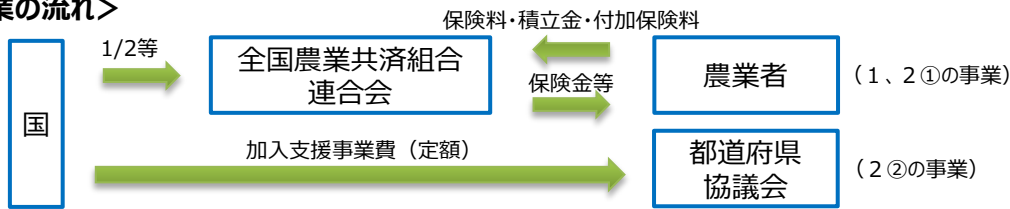
1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担 42,692（31,879）百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援 3,117（2,921）百万円

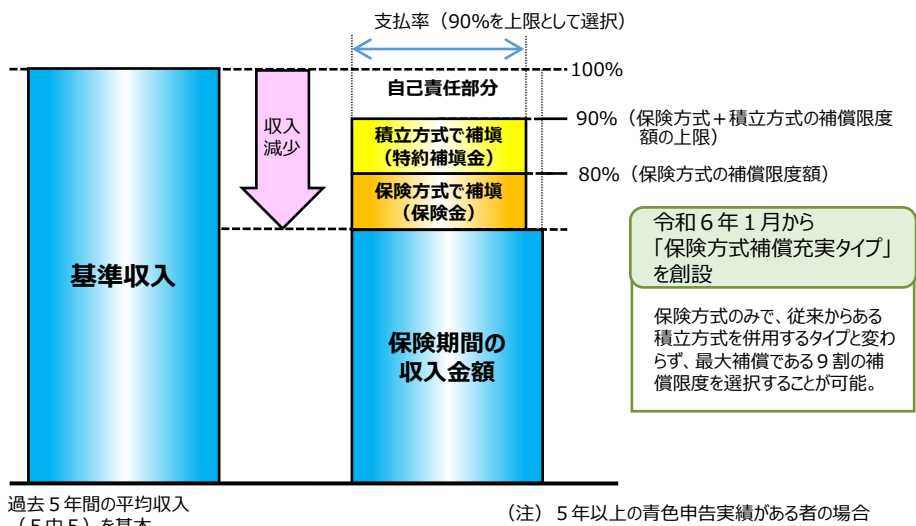
- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。
具体的には、
① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



58 農業共済事業の実施

【令和7年度予算概算要求額（所要額）81,557（81,363）百万円】

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

< 事業 の 内 容 >		< 事業 イメー ジ >													
1. 共済掛金国庫負担金 (所要額) 47,414 (47,410) 百万円		制度の仕組み													
農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。		被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。													
2. 農業共済事業事務費負担金 33,693 (33,502) 百万円		共済事業の種類と対象品目等													
農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。		<table><tr><th>共済事業</th><th>対象品目等</th></tr><tr><td>農作物共済</td><td>水稻、陸稻、麦</td></tr><tr><td>家畜共済</td><td>牛、馬、豚</td></tr><tr><td>果樹共済</td><td>うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル</td></tr><tr><td>畑作物共済</td><td>ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭</td></tr><tr><td>園芸施設共済</td><td>園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）</td></tr></table>		共済事業	対象品目等	農作物共済	水稻、陸稻、麦	家畜共済	牛、馬、豚	果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）
共済事業	対象品目等														
農作物共済	水稻、陸稻、麦														
家畜共済	牛、馬、豚														
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル														
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭														
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）														
3. 家畜共済損害防止事業交付金 450 (450) 百万円															
農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。															

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局保険課 （03-6744-2175）
（2、3の事業） 経営局保険監理官 （03-3502-7380）

59 野菜価格安定対策事業

【令和7年度予算概算要求額（所要額）15,618（15,621）百万円】

<対策のポイント>

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

<政策目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56%〔平成28年度〕→ 68%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

<事業の流れ>

国

定額等

ALIC

交付

登録出荷団体等

補給金

生産者等

<事業イメージ>

【基本的仕組み】

[指定野菜価格安定対策事業]

[緊急需給調整事業]

指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加

（令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課（03-3502-5961）

60 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）163,953（163,953）百万円】

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

＜政策目標＞

牛肉の生産量の増加（33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金（所要額） 66,227（66,227）百万円
肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）（所要額） 97,726（97,726）百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。

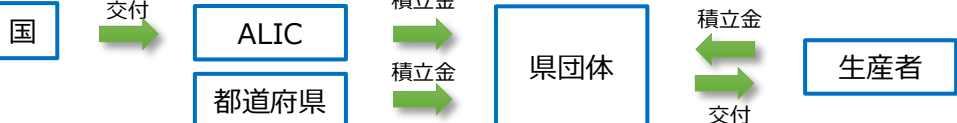
＜事業の流れ＞

（1の事業）

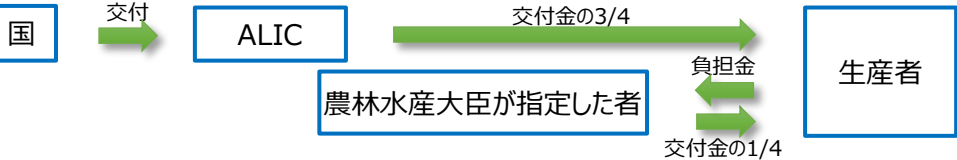
①保証基準価格を下回った場合



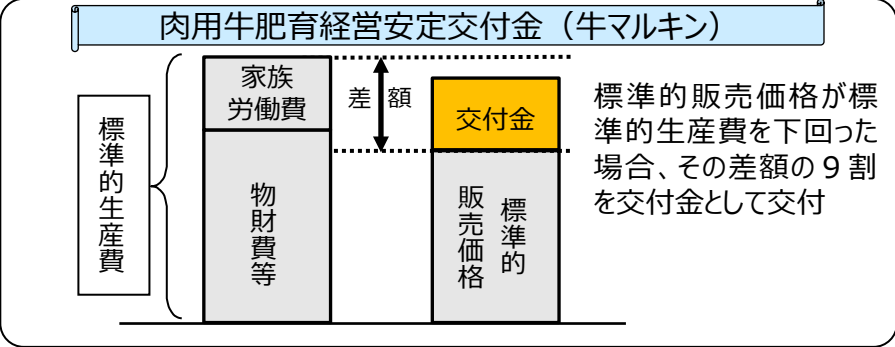
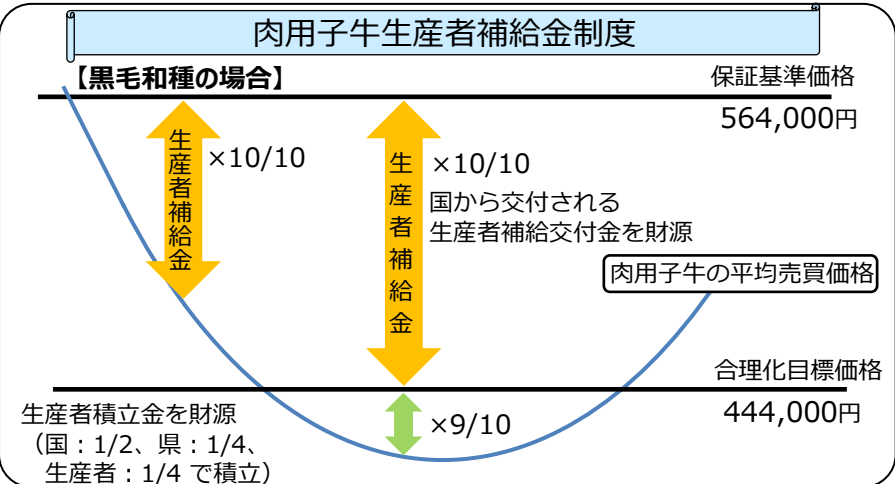
②合理化目標価格を下回った場合



（2の事業）



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（2の事業）企画課（03-3502-5979）